

令和元年6月24日現在

機関番号：23503

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K21275

研究課題名(和文) 障害乳幼児支援担当者の「専門性」向上に係る養成および研修に関する歴史的研究

研究課題名(英文) Historical study on the training and professional development about specialty improvement of the person in charge of the support for young children with disabilities

研究代表者

田中 謙 (TANAKA, KEN)

山梨県立大学・人間福祉学部・講師

研究者番号：50713533

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、戦後日本における障害乳幼児・児童・生徒の支援を担う「ことばの教室」の担当者養成、研修を担った教員養成課程および研究会の実態と社会的機能を明らかにし、その意義を分析した。

その結果、北海道は全国的に見て「ことばの教室」等言語障害児等の障害乳幼児・児童・生徒の支援体制整備が先駆的に進められた自治体であると考えられ、要因として「臨時言語障害児教育教員養成課程」の中で担当者が養成されていたとともに、「北海道言語障害研究会」や「北海道言語障害児教育研究協議会」(道言協)という研究会により研修機会を創設し、専門性の向上を図っていたことがあげられた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

今日の日本において特別なニーズを有する子どもへの支援における専門職養成および多職種連携の必要性が指摘される中、本研究は歴史的文脈においても専門職養成における大学の役割や多職種が組織を超えて学び合う場の社会的機能を事例検討から例証した。この研究結果は専門職養成および多職種連携における大学の役割および学習コミュニティの意義を事例検討を通じて限定的ではあるが実証的に示すことができた。

研究成果の概要(英文)：The goals of this study were to reveal the actual condition and social functions about the training and professional development about specialty improvement of the person in charge of the support for children with disabilities. In addition, this study analyzed significance of the training and professional development. It became clear from the study result that the advanced support system was maintained in Hokkaido. One of the reasons A possibility that the training in Hokkaido university of education was charged with the big role. Furthermore, two professional development communities contributed to professional specialty improvement.

研究分野：社会福祉学、特別支援教育

キーワード：北海道 言語障害 教員養成 研究会 専門職 学習コミュニティ 多職種連携 ことばの教室

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

障害のある乳幼児(障害乳幼児)・児童・生徒の支援に関する研究は、近年「発達障害」等に関する研究が進められ、更なる発展が期待される。しかしながら支援の「専門性」を担保する担当者養成に関しては教育、福祉、医療等多領域で養成、研修が担われ、そのあり方や方向性に関する統括的な議論には至っていない。一方で田中・瀧澤(2015;2016)および田中(2015)の一連の研究において、北海道で教育、福祉、保健、医療機関に設置された「ことばの教室」「幼児ことばの教室」(以下「ことばの教室」等)が1960~1990年代において主に言語障害のある障害乳幼児支援を担い、各支援機関では支援者の「専門性」が高められていったことを明らかにしている。つまり「ことばの教室」担当者に関する研究を推し進めることにより、教育、福祉、医療等から多面的にその養成、研修のあり方を議論することが可能になると考えられる。

「ことばの教室」等は教育制度下の「特殊学級」形態を採用したものがあつた一方、地域ごとに福祉、医療行政下でも個々に基礎自治体や機関の独自事業として位置づけられ整備が進められてきた歴史的経緯を有している。しかしそのような特質のため、教育、福祉、医療領域いずれにおいても研究が十分進められていないのが実態である。

特に本研究で主な分析対象とする1960~1990年代の北海道は、行政的要因(北海道支庁市町村体制等)経済的要因、地理的要因(市町村面積及び交通手段の発展等)等により、指定都市、中核市から小都市、町村まで人口規模あるいは「へき地」等に応じた政策・施策の実施が求められた。そのため地域特性に応じて、町村によっては複数自治体で「ことばの教室」等を設置するなどの政策・施策が採用されていた。その限られた資源の中で、特に「へき地」等でも少人数で「専門性」が求められる「ことばの教室」等において、支援を担った担当者をどのように養成し、研修を行ってきたのかを本研究では歴史的研究の手法を用いて明らかにしたいと考える。

今日教員の研修に関して、文部科学省も「専門職大学院設置基準及び学位規則の一部を改正する省令」(平成19年文部科学省令第2号)等により「教職大学院」の制度化を行い、教職大学院の整備が全国的に行われている。そのため「大学院等派遣研修実施状況(平成24年度)調査結果」等によれば、都道府県教育委員会等による派遣研修の効果については「理論と実践を基盤とした教科専門性の向上」「校内研修の中心として学校全体の指導力向上に貢献」など多くの効果が得られることが明らかにされている。一方で平成25年10月15日教員の資質能力向上に係る当面の改善方策の実施に向けた協力者会議「大学院段階の教員養成の改革と充実等について」(報告)では、特別支援教育の更なる充実が教職大学院の今後の課題の1つにあげられており、課題は多い。

また就学前に関しては幼稚園教諭、保育士ともに短期大学や専修学校修了者が一定数を占めている中で勤続年数が小学校教員と比して顕著に短く、専門職養成や研修のあり方には課題が山積している。障害乳幼児支援の「専門性」向上に関しても同様である。そのため、今後の専門職養成、研修等で特別支援教育や障害児等への支援に関する「専門性」向上を検討する上でも、障害児支援の「専門性」向上に特化した「臨時言語障害児教育教員養成課程」のシステムや支援関係者による研究会等が蓄積してきた知見を参照することは、今日大きな意義があると想定される。本研究を進めることで得られる研究知見は、障害乳幼児の教育、福祉、医療研究における新たな視座をもたらすものである。

2. 研究の目的

本研究は、障害乳幼児・児童・生徒に対する支援の展開要因を歴史的に明らかにすることを目的とし、具体的には戦後日本における障害乳幼児の支援を担う「ことばの教室」「幼児ことばの教室」の担当者養成、研修を担った「臨時言語障害児教育教員養成課程」および研究会の実態と社会的機能を明らかにし、展開要因における専門職養成、研修の意義を分析する。

具体的には、「ことばの教室」等担当者が1年制の「臨時言語障害児教育教員養成課程」の中で短期間で基礎的な「専門性」を高めるとともに、学識経験者、行政、教員、福祉職員、医師等で構成される研究会を主体的に実施することにより研修機会を創設し、継続的に「専門性」向上に努めてきたと考えており、この取り組みが今日における「ことばの教室」の担保する「専門性」の基盤となってきたのではないかと仮説を設定し、検証を行うことを作業目標とする。

3. 研究の方法

本研究は上述の研究の目的を達するため、以下4つの作業課題を設定した。

- (1)1960年代末~1993年度までの言語障害教育教員養成および教師教育の全国的な動向を、「ことばの教室」の発展と地域性との関連に着目して検討する。
- (2)「ことばの教室」等の担当者養成、研修を担った「臨時言語障害児教育教員養成課程」の実態と社会的機能、および展開要因における専門職養成、研修の意義を、「北海道教育大学言語障害児教育教員養成課程(臨時)」を事例に検討する。
- (3)北海道における言語障害児支援に携わる専門職の学習の場として機能した「北海道言語障害研究会」の組織特性を明らかにし、専門職養成、研修の歴史的意義を検討する。
- (4)「ことばの教室」をはじめとする言語障害児支援の場で「専門職」として支援に携わってきた教員等の「学習共同体」として機能してきたと考えられる「北海道言語障害児教育研究協議会」(以下、道言協と表記する)の展開過程とその特質を検討する。

4. 研究成果

(1) 1960年代末～1993年度までの言語障害教育教員養成および教師教育の全国的な動向

日本では1960年代後半ごろから全国的に言語障害特殊学級設置が拡充する中で、国に対して言語障害特殊学級担当者の養成、研修に対する体制の整備を求める各都道府県市区町村教育委員会および学校現場教員からのニーズが高まっていくこととなる。それを受け文部省では1966(昭和41)年度「文部省特殊教育実験学校研究発表会」において「言語障害」の部会を設置し、小・中・聾・養護学校教員、校医、指導主事、教員養成大学関係者等に対し先駆的な千葉県千葉市立院内小学校の実践を学ぶ機会を設けている。翌1967(昭和42)年度からは全国の言語障害・難聴担当教員等を対象とした「言語障害担当教員講習会」を東京で行うようになる。「言語障害担当教員講習会」は1967(昭和42)年度224名、1968(昭和43)年度128名、1969(昭和44)年度144名と各年度100名を超える言語障害・難聴担当教員等が受講しており、初期の担当者の数少ない学習の場として一定の機能を有していたと推測される。

また都道府県教育委員会等でも言語障害を担当する教員の現職研修として「特殊教育内地留学生」の派遣を行っていたことが確認できる。仙台市立通町小学校、千葉市立院内小学校と連携のあった東北大学、千葉大学、医学部等で言語障害等に対して手術や言語治療を行っていた東京大学、東京医科歯科大学、後述のように言語障害教育教員養成課程が設置されることとなる東京学芸大学、大阪教育大学、愛媛大学、田口恒夫等言語障害、言語治療教育を専門とする研究者が在籍していたお茶の水女子大学、東京教育大学等が派遣先となっていたことが確認された。

さらに言語障害教育を主とした教員養成課程である「言語障害教育教員養成課程」の設置は1968(昭和43)年度の東京学芸大学に最初に設置された。その後1970(昭和45)年度に大阪教育大学、1972(昭和47)年度に宮城教育大学、1973(昭和48)年度金沢大学と増設されていったことが確認できる。この4大学での言語障害教育教員養成課程設置の体系は1987(昭和62)年度まで維持されており、学部生を対象とした4年制課程での養成は東京学芸大学、大阪教育大学、宮城教育大学、金沢大学を中心に展開されてきたと考えられる。そして1988(昭和63)年度から大阪教育大学では障害児教育の5課程を改組して「障害児教育教員養成課程」へ再編し、言語障害教育はその中の一コースへと位置づけられた。このように障害種別の教育課程を再編し、障害児教育教員養成課程の中に言語障害教育を行うコースを設定する動きは、福岡教育大学、東京学芸大学、愛知教育大学、愛媛大学へと広がっていく。少なくとも1993(平成5)年度まで言語障害教育教員養成課程として維持していったのは宮城教育大学と金沢大学であった。以上、戦後から1993(平成5)年度までに言語障害教育を主とする養成課程を設置していたのは全国で国立大学7大学であり、これらの大学が主として拠点的に機能してきたと考えられる。

以上から言語障害特殊学級の設置が特に進められた都道府県として北海道、宮城県、東京都、千葉県、神奈川県、静岡県、大阪府等があげられるが、この7都道府県は言語障害教育教員養成課程、言語障害教育臨時教員養成課程、特殊教育特別専攻科言語障害教育専攻が設置された国立大学が位置する都道府県が多く、教員養成が言語障害特殊学級設置の一つの原動力となった可能性が示された。

(2) 「北海道教育大学言語障害児教育教員養成課程(臨時)」

北海道教育大学札幌分校に言語障害児教育教員養成課程(臨時)が設置されたのは1971(昭和46)年である。札幌分校には元々1960(昭和35)年から、「主に現職教員を対象」とする「養護学校教員養成の臨時課程(1年課程、半年課程)が設置」されていた(北海道教育大学50周年記念誌編集委員会編、1999,24)。この課程が「ほぼ役割をおえ」たため、1971年に「『ことばのがつきゅう』等」の「言語障害児のための教員養成に改組」され、言語障害児教育教員養成課程(臨時)が設置された。同課程は「教員養成大学・学部の卒業生」「現職教員」を対象とし、20名の定員で1年の臨時課程として設置され、1993(平成5)年度に「北海道教育大学特殊教育特別専攻科重複障害児教育専修」設置に伴い廃止されるまで、21年度間設置されていた。

「北海道教育大学言語障害児教育教員養成課程(臨時)に関する規程」から、同課程の基本的性格として、「言語障害児教育を担当する教員」を「短期間に養成」することが目的とされた。

各年度の在籍学生数の推移をみると、各年度の平均定員充足率は79.5%と約8割であること、そして21年間で350名の修了生を輩出したことが確認された。社団法人北師教育文化振興会編(2012)によると第一期1971年度(1972年3月修了)の12名の内、札幌市や近隣市町の学校に在籍する教員の他に、少なくとも岩見沢市、函館市、旭川市、旧伊達町から教員が学びに来ていたことが確認できる。同様に第二期1972年度(1973年3月修了)の17名の内にも名寄市、帯広市、富良野市から、第三期1973年度(1974年3月修了)の14名の内にも網走市、三笠市、岩内町からそれぞれ来ている教員が確認できる。さらに、北海道教育大学札幌分校言語障害児教育教員養成課程(臨時)在籍者の所属をみると、第5期1975(1976年3月修了)までに北海道大学歯学部等の医療関係職や「北海道立札幌肢体不自由児総合療育センター」(北海道立子ども総合医療・療育センター)、「千歳市心身障害児通園施設」「札幌市発達医療センター」等の福祉機関の職員の在籍が確認できる。

つまり北海道教育大学札幌分校言語障害児教育教員養成課程(臨時)は、在籍者の所属から

道内各地の教員の言語障害児教育に関する学習の場として、また教員のみならず言語障害児支援に携わる医療関係職や福祉職の学習の場として機能していた可能性がうかがわれる。後者に関しては規程では「言語障害児教育を担当する教員」とされ、少なくとも規程上は1980年代まで変更はなされていないが、教員以外の言語障害児支援に携わる支援者にも門戸が開かれていた。従って言語障害児教育教員養成課程（臨時）は、1997（平成9）年の「言語聴覚士法」（平成9年12月19日法律第132号）制定以前、1971（昭和46）年「国立聴力言語センター附属聴能言語専門職員養成所」（現国立障害者リハビリテーションセンター学院）等限られた機関で言語障害児・者支援の福祉専門職が養成されていた中で、言語障害支援に携わる福祉専門職等に対しても学習の場として機能していたと考えられる。

以上から、北海道教育大学言語障害児教育教員養成課程（臨時）に関して「言語障害児教育を担当する教員」を「短期間に養成」することを目的し、設置各年度平均定員充足率は約8割であり、第1期～第10期の修了者の動向を考えると、道内における「ことばの教室」担当者の養成を担い、「ことばの教室」設置の原動力となる「装置」として機能していた。

（3）北海道言語障害研究会

「北海道言語障害研究会」は1963（昭和38）年10月15日に「道内の関係者」に設立を呼びかけ、同10月22日に「設立準備会を開催」し正式に会の発足をとり決めたとされている（北海道言語障害研究会編、1964,23）。北海道言語障害研究会編（1964）に記された「設立の趣旨と経過」によると、北海道言語障害研究会は「言語障害に関係した分野の研究者や実際家の間で、言語障害についての研究組織や情報交換の場が欲しい」（原文ママ）との関係者による社会的要請から会の創設がなされたとされる。その際北海道言語障害研究会の目的が「話しことばの障害をもつ子どもやおとなを、じかに取り扱う人たちや、この問題に関心のある人たちが集まって、障害者の調査、診断、治療、教育等について研究討議し、知識や経験を交換して、障害者の対策をおし進めようとすることにあります」とされている（北海道言語障害研究会編、1964,24）。実際、参加者にとっても北海道言語障害研究会は「毎月のように例会がもたれ研究活動が続けられ、当時は「唯一の研究の場」であり、「情報交換の場」であったとされる（空知障害児教育研究会、1998、空言協1）。関係者間の学習の場や情報交換の場となるコミュニティの形成とともに、障害児・者支援に関する対策を推進する社会運動体としての機能を有することも構想されていたことがうかがえる。実際の北海道言語障害研究会の構成員からは、大学や教育行政関係者の学習組織ではなく、札幌市に所在する教育、福祉、保健、医療機関で実践に臨む関係者、そして言語障害児をもつ保護者が参加するコミュニティを創造する組織であったことが確認できる。

北海道では北海道言語障害研究会により関係者の学習の場を創り出す組織が機能していたこと、また海外、全国的な動向を北海道という地方に情報発信し、学習に寄与していたことは、専門職養成の歴史において特筆すべき成果であると考えられる。さらにその支援者の専門性向上のための研究等が、教育領域のみならず、福祉、保健、医療等の関連領域の関係者と展開されていたことも、学際的な言語障害児支援を志向していた点として重要であると評価できる。

（4）北海道言語障害児教育研究協議会（道言協）

北海道では1964（昭和39）年10月最初の「ことばの教室」である道単独事業としての「真駒内養護学校言語治療教室」開設の認可がなされた。その後1966（昭和41）年9月札幌市立大通小学校、1967（昭和42）年11月小樽市立稲穂小学校、1968（昭和43）年1月釧路市立旭小学校、同年4月帯広市立帯広小学校、同年10月旭川市立大成小学校にそれぞれ「言語治療教室」が設置された。道内では1960年代後半に「ことばの教室」設置が札幌市、小樽市、釧路市、帯広市、旭川市と道内支庁の中核的都市を中心に点的に行われていたのである。しかしながら約83,000km²の面積に点在して「ことばの教室」が設置されており、公的に日常的な情報共有等を行う場も整備されていないため、各教室の担当者は単独での教室経営や教育実践に関して、課題意識を有していた。そこで各教室担当者（開設準備中も含む）の教員を中心として、1968（昭和43）年5月18日に「担任の横のつながり」と「研修の場」を主な目的とした仮称「言語障害児教育担当者協議会」の準備会（以下、準備会と表記）がもたれたのが、道言協の始まりである（北海道言語障害児教育研究協議会編、1983,8）。

道言協は全道各地の「ことばの教室」設置校校長と担当者を主な構成員とした「情報共有」「研究」「研修」等を主たる目的とした組織である。そのため、特質としては会長、副会長、監査に各校の校長が就任し、理事、常任理事、事務局（事務局長、事務局員）に担当者が就任している。この構造の基、跡部は真駒内養護学校校長であった紅林晃から「発足に際して適切なアドバイスを頂戴」と振り返っており、校長の役割を「行政側の理解を促し、全道への拡充を図る上で大きな力」になったととらえている（道言協編、1997,160）。つまり道言協は意思決定に関して実務を担う担当者にとって分権的で自律的な組織構造となっており、その上で校長が会長、副会長として行政への働きかけを担い、担当者が研修等の事業を主導的に担う体制が整えられていたといえる。この組織特性についてネットワーク組織という視座から検討を試みると、田中（2014）の定義する「複数の組織が特定の共通目的を果たすために組織目標を共有し、社会ネットワークを媒介にしながら、水平的かつ柔軟にルースに結合し、自己組織性を有しながら分権的・自律的に意思決定できる創造的な組織形態」というネットワーク組織の組

織特性と共通性が高いことが確認できる。つまり道言協は複数の「ことばの教室」(あるいは設置校)という組織が、「信念・価値・ビジョンの共有」し、実質的に担当者間でネットワークを構築して、組織構造を整えつつも担当者が自律的に組織活動できるような特質を有していると解釈できるのである。

また道言協は全道に点在する各「ことばの教室」で「孤軍奮闘」する担当者同士のネットワーク(紐帯)を創り出して「担任が悩みや苦しみを分かち合う事を基本」とすることにより(道言協編,1997,160) 相互にサポートしあう「ピアサポート」機能を備えていたといえる。従って道言協の「萌芽期」においては、担当者にとって道言協が各地域での言語障害児教育実践、「ことばの教室」経営の推進に必要な研修等を行うネットワークを創り出す等、「専門職の学習共同体」として機能していたといえるのである。

以上(1)～(4)の作業課題の検討結果から、北海道は全国的に見て「ことばの教室」等言語障害児等の障害乳幼児・児童・生徒の支援体制整備が先駆的に進められた自治体であると考えられる。その支援体制整備が進められた一要因として、「臨時言語障害児教育教員養成課程」の中で短期間で基礎的な「専門性」を高めた「ことばの教室」担当者が養成されていたとともに、学識経験者、行政、教員、福祉職員、医師等で構成される北海道言語障害研究会や特に学校における「ことばの教室」担当者のネットワークを創出してきた北海道言語障害児教育研究協議会(道言協)という研究会を主体的に実施することにより研修機会を創設し、専門性の向上を図っていたことがあげられる。

このような都道府県レベルでの「ことばの教室」等の支援の場と大学等での養成機関や教員等専門職を中心に構成された研究会等の果たした役割を検討した研究は端緒についたばかりであり、今後北海道を事例としたより詳細な検討が求められるとともに、他都道府県での動向を明らかにすることも研究課題として示された。

(主な引用・参考文献)

- 田中 謙・瀧澤 聡(2016)「北海道における小学校「ことばの教室」の展開過程の特質 1960～1970年代に焦点を当てて」『山梨県立大学人間福祉学部紀要』11,1-15.
- 田中 謙・瀧澤 聡(2015)「福祉行政・教育行政・医療行政下での『幼児ことばの教室』の展開過程の特質 北海道における設置および経営形態に焦点を当てて」『山梨県立大学人間福祉学部紀要』10,25-40.
- 田中 謙(2015)「北海道『幼児ことばの教室』の展開過程に関する研究 1970～1980年代における設置形態および経営形態に焦点を当てて」『日本聴覚言語障害学会』『聴覚言語障害』43(2),77-86.

5. 主な発表論文等

[雑誌論文](計3件)

1. 田中 謙(2018)「『札幌市立大通小学校言語治療教室』設置における市民・議会・行政の協働とその特質」『日本教育福祉学会』『人間教育と福祉』7, pp.31-46.
2. 田中 謙(2018)「北海道『ことばの教室』の展開過程における真駒内養護学校言語治療教室の社会的機能の特質—言語障害児とその保護者への支援機能と教師教育機能に着目して—」『日本学習社会学会年報』14, pp.54-63.
3. 田中 謙・瀧澤 聡(2017)「戦後日本における言語障害教育教員養成および教師教育の歴史的展開過程—『ことばの教室』の発展と地域性との関連から—」『山梨県立大学人間福祉学部紀要』12, pp.39-57.

[学会発表](計4件)

1. 田中 謙(2018)「北海道における「ことばの教室」制度確立のメカニズムと組織特性—札幌市立大通小学校言語治療教室を事例とした組織社会学的検討—」『日本学校教育学会第33回研究大会要旨集録』(東京学芸大学), pp.58-59.
2. 田中 謙(2018)「言語障害児支援の歴史における北海道言語障害研究会の役割と機能—地域社会学におけるコミュニティ論の視座から—」『日本学習社会学会第15回大会発表要旨集』(立命館大学), pp.65-66.
3. 田中 謙(2017)「戦後日本における言語障害教育教員養成の歴史的変遷—北海道教育大学言語障害児教育教員養成課程(臨時)の設置を事例として—」『日本学校教育学会第32回研究大会要旨集録』(上越教育大学), pp.106-107.
4. 田中 謙(2017)「言語障害児支援の歴史における北海道言語障害児教育研究協議会の展開過程とその特質—「専門職の学習共同体」概念による分析—」『日本学習社会学会第14回大会発表要旨集』(国士舘大学), pp.58-59.

[図書](計1件)

1. 田中 謙(2018)「障害のある子どもの保育の歴史や制度」久保山茂樹・小田豊編著『障害児保育—障害のある子どもから考える教育・保育—』光生館,pp.19-52(全200頁).

〔産業財産権〕
出願状況（計0件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年：
国内外の別：

取得状況（計0件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究分担者

研究分担者氏名：
ローマ字氏名：
所属研究機関名：
部局名：
職名：
研究者番号（8桁）：

(2) 研究協力者

研究協力者氏名：
ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。